

事 務 連 絡
平成 29 年 6 月 23 日

各 検疫所 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品全部基準審査課
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品全部監視安全課

「過酢酸及び過酢酸製剤の規格基準について」の廃止について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 29 年厚生労働省告示第 226 号）が本日公布され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部が改正され、過酢酸及び過酢酸製剤の規格基準が改正されました。本改正に伴い、「過酢酸及び過酢酸製剤の規格基準について」（平成 29 年 3 月 24 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品全部基準審査課・監視安全課事務連絡）は廃止します。